第５回検討会　参考資料　令和８年 11 月 26 日

女性自立支援施設における受け入れ促進について

全国女性自立支援施設等連絡協議会
会長　　熊谷　真弓

全国女性自立支援施設等連絡協議会（以下、全女連）では、今回の厚労省検討会の参考資料とすべく、受け入れ促進についてのアンケート調査を実施しました。以下概要を参考資料として報告いたします。

全国女性自立支援施設の利用・支援体制等に関する総合調査（第１段階）

調査対象期間：令和８年４月１日～10 月 30 日
調査期間：令和８年１１月４日～１１月２０日（回答期限　１１月１３日）
回答 55 機関・76 票

1　調査の概要

項目	内容
調査名	全国女性自立支援施設の利用・支援体制等に関する総合調査（第１段階）　入所・利用促進に関する簡易調査
実施主体	全国女性自立支援施設等連絡協議会（全女連）
事務局	社会福祉法人広島慈愛会
調査対象	全女連会員　57 機関（施設票 46 票・センター票 34 票／計 80 票）
調査対象期間	令和８年４月１日～令和８年 10 月 30 日
回答期限	令和８年 11 月 13 日（金）　※実際の受付は 11 月 20 日まで

目的：女性自立支援施設の入所者数が少ない要因について、支援を必要とする女性そのものが少ないためなのか、あるいは支援を必要とする女性が存在するにもかかわらず施設利用につながらないためなのか、その要因を明らかにする。

また、一時保護や相談支援の過程において、女性自立支援施設への入所について相談・提案した件数から実際の入所件数までの流れを把握し、どの段階で利用につながらなくなっているのか、その要因を分析することを目的とする。

2　回収状況　　全体

区分	対象	回答	回収率
機関数	57	55	96.5%
票数（合計）	80	76	95.0%
施設票	46	44	95.7%
センター票	34	32	94.1%

3　調査結果から把握した内容（重要事項　概略）

①施設入所に至らない要因について

・施設への入所の打診前に課題がある（本人の意向とセンター側の判断ともにあり）

施設が受けた入所打診 369 件のうち、実際に入所につながったのは 321 件（87.0%）、施設が受入困難と判断して断ったのは 4 件（1.1%）であった。

☞施設が断った理由は：精神疾患等夜間対応のスキル不足・人員体制不足、食物アレルギーの対応が困難、同伴児の対応が人員不足で困難　であった。受け入れたいが施設の体制不足でやむを得ず、という理由であった。

※課題：体制を整備するにはどうしたらよいかを検討していく。

一方、センター側では、施設支援が適していたと考えられるケース 78 件のうち 30 件が施設の利用につながらず、そのうち 8 件は施設利用の検討対象にされなかった。施設への打診後の段階で入所に至らない例は限られており、打診に至る前の段階に課題があることが伺える。その理由としては、

本人の意向：仕事・通勤の継続ができないから、地理的な距離が遠い・現在住んでいる地域を離れなければならないから、生活ルール（携帯利用・外出外泊・他との連絡面会の制限等）との調整ができないから、などが挙げられている。

センター側の判断：「就労が可能であること」「集団生活が可能であること」を事実上の要件とする運用があることが指摘されている。

☞「就労が可能」を要件とせざるを得ない事情として、施設入所中に所持金がなければ、施設での日常生活が不自由であり、なるべく収入を得られるように、との判断があること、従って生活保護根拠法の施設のように、入所中に本人支給金を措置費で出せる仕組みの改善が提案されている。また退所時に生活保護申請が困難な場合もあり、なるべく就労できることを要件としている、との報告もあった。

※課題：本人意向の内容で、センター・施設が改善できることは何か（ルールの見直し等）の検討。

センターの措置決定の要件の改善検討、と合わせ、本人支給金の創設や、生活保護の移管等について課題を整理することを進める。

②センターの一時保護を経ない入所決定も可能　という基本方針の促進について

一時保護を経ない入所は、施設側では 2 割、センター側では 1 割に満たない

この取組を行っていると回答した施設は 44 票中 9 票（20.5%）。センター票でも、措置入所 97 件のうち一時保護を経ない入所は 4 件（4.1%）である。国の指針が示す「一時保

護を経ない入所」は、まだ限られた施設での運用にとどまっている。（※措置入所の経路内訳の合計は 99 件で、措置入所件数 97 件と 2 件の差がある。）

☞この件で、全女連民営施設長会としては、困難な問題を抱える女性自身が、施設入所を考える段階での、施設の事前見学で職員と対面したり、関係機関での情報共有ができればセンターが入所決定し、一時保護所を経ない施設への受け入れは可能であると話し合っている。

※課題：民営の女性自立支援施設から、一時保護を経ない入所について取り組みを促進していけるよう、センターと検討していく。

③ 今後必要な取組について、施設とセンターの見方には違いがある

今回の調査にあたって、厚労省検討会ヒアリングで、全女連として提案した受け入れ促進と連携のための具体的提案 6 項目を土台に、以下の項目で、今後受け入れ促進のために必要な取り組みについて設問した。

今後必要な取組 ― 施設票とセンター票の比較

取組	施設　数	施設　%	センター　数	センター　%
生活ルールの見直し（携帯電話、外出など）	26	60.5%	17	54.8%
DV 被害者支援のあり方の再構築 ― 秘匿性と地域移行支援の検討	24	55.8%	8	25.8%
医療機関・障害福祉サービスとの連携	22	51.2%	8	25.8%
施設入所基準の見直し ― 支援の必要性を重視した受入れ	21	48.8%	8	25.8%
入所前の施設見学	19	44.2%	3	9.7%
入所会議の見える化 ― 市区町村の女性相談支援員や民間団体等の参加	17	39.5%	0	0.0%
女性相談支援センター・女性相談支援員への施設の説明・見学訪問	17	39.5%	2	6.5%
民間団体との日常的な情報共有・支援協議	16	37.2%	1	3.2%
広域利用（他の都道府県からの受入れ）	16	37.2%	8	25.8%
施設の広報（パンフレット、ウェブサイトなど）	12	27.9%	0	0.0%
女性相談支援センターで措置決定後、一時保護を経ない入所の受入れ（体験宿泊・プレ入所を含む）	10	23.3%	2	6.5%
その他	8	18.6%	6	19.4%

「生活ルールの見直し」は施設 26 票（60.5%）・センター17 機関（54.8%）と、双方で最も多く挙げられた。一方で、「入所会議の見える化」は施設 17 票（39.5%）に対しセンターは 0 機関、「入所前の施設見学」は施設 19 票（44.2%）に対しセンター3 機関（9.7%）、「施設入所基準の見直し」は施設 21 票（48.8%）に対しセンター8 機関（25.8%）と差がある。施設側からは、入所の判断過程をオープンにし、女性自立支援施設の存在を知ってもらう機会を増やすことを求める声が多い。センター側からは、入所後の生活の制約を緩やかにすることが先であるという見方が示されている。この違いの背景には、公設公営・公設民営・民設民営といった設置形態の違いや、施設が未設置という条件の違いがある。

※課題：いずれかの見方に整理するのではなく、双方の課題として検討する必要がある。全女連としては、設置形態の違いを理解しながら女性支援法を活かしていく方向性は共有し、今後の取り組みについてさらに検討を進め、可能なところから実施し、制度改善についても厚労省と協議をしていく。

④女性自立支援施設　未設置県について

全女連加盟会員県で未設置県 6 県の一時保護のあとにつないだ先を調査

一時保護の後につないだ先（複数選択・6 機関）	機関数
就職・自立（アパート等）	6
帰宅	6
帰郷	5
他の関係機関・施設への移送	5
その他	5
無断退所	0

※「その他」の記載：学生寮／ステップハウス（県が民間施設に委託）、寮等／住込みの就労／ホテル、友人宅、入院／障がい者支援施設、母子生活支援施設

施設が未設置の 6 県では、女性自立支援施設での支援が適していると考えるケースが 12 件あったが、広域で措置入所に至ったのは 1 件のみであった。一時保護後は、就職・自立（6 機関）、帰宅（6 機関）、帰郷（5 機関）、他の関係機関・施設への移送（5 機関）につないでいる。

☞未設置県からは、障害福祉分野のグループホーム等につなぐこともあるものの、DVや性暴力被害、対人関係の課題、自己肯定感の低下など、女性特有の困難や背景への理解・支援という点では限界があるとの意見が聞かれた。そのため、まずは女性自立支援施設において専門的な支援を受けながら課題を整理し、その後に障害福祉や地域生活支援につなげることが望ましいとの認識が示されている。
このような声は、施設未設置県だからこそ見えてくる女性自立支援施設の役割や存在意義を示すものであり、単なる居住の場ではなく、女性の回復と自立に向けた専門的支援を担う社会資源として期待されていることがうかがえる。

※課題：広域措置を進めるに当たっては、措置費用の負担や自治体間の調整が課題として挙げられている。女性支援法の理念や施設の必要性については理解が広がっているものの、人材確保や運営体制の構築などから施設設置は容易ではなく、今後の検討課題として認識されている。
　また、設置に向けた検討を進める上では、既設県における入所基準や措置判断の考え方、受入れに際して重視している事項などの情報共有が求められる。さらに、自立に向けた支援を展開する中で、安全確保を重視する「秘匿型施設」と、地域とのつながりを活かした「地域開放型施設」の機能や役割をどのように整理し、それぞれの強みを活かした支援体制を構築するかが大きな課題となっており、今後の検討が必要である。

4　自由記述から　概略

（1）広域利用の仕組みの充実

未設置県や広域避難を必要とするケースへの対応として、国による広域利用のルールや運用指針の整備、財政的支援を求める意見がみられた。また、措置費や生活保護費等の費用負担の整理を含め、広域利用を円滑に進めるための仕組みづくりを求める意見があった。

（2）一時保護所との併設施設における課題

一時保護所との併設施設については、利用者の安全確保と自由度の高い自立支援との両立が難しいとの指摘があった。特に、携帯電話や外出等に関する生活上の制約が施設利用に影響しているとの意見や、施設環境の整備、人員配置への財政支援を求める意見がみられた。

（3）入所対象や支援の考え方

入所に当たり「就労意欲」や「自立意欲」を重視する従来の考え方ではなく、まず安心

して過ごせる居場所の確保を重視すべきとの意見があった。また、女性支援法の理念に沿った支援や措置の運用を求める意見もみられた。

（４）関係機関との連携強化

女性相談支援センター、女性相談支援員、市町村、民間支援団体、女性自立支援施設の間で、日常的な情報共有やケース検討を進める必要性が指摘された。また、支援調整会議について、より実効性のある地域ネットワークとしての機能を期待する意見があった。

（５）女性支援施策の周知と地域連携

女性支援法や女性相談支援制度の周知不足を指摘する意見があり、市町村や関係機関、民間団体との連携による相談窓口の周知や支援制度の普及啓発を求める声がみられた。また、DV 以外の暴力被害や経済的搾取等を受けた女性への支援の充実を求める意見もあった。

（６）生活保障や地域移行支援の充実

施設入所中の生活保障の充実や、地域移行に向けた段階的な居住支援等、新たな支援制度の導入を求める意見がみられた。

（７）措置制度の運用

入所に係る手続の簡素化や、都道府県女性相談支援センター以外の機関が関与できる仕組みの検討など、措置のあり方に関する意見が寄せられた。

（８）女性自立支援施設の役割

女性自立支援施設については、女性が心身の回復を図りながら生活再建に向けた準備を行う場としての意義や、障害福祉施設や母子生活支援施設等への移行に向けた中間的な支援機能を評価する意見がみられた。